

～ 障がいのある人もない人も ともに生きる 共生のまち しもつけ ～

12月3日～9日は障がい者週間

ふれあうところ かよあうところ たすけあうところ

■問い合わせ先 社会福祉課 ☎(32)8900

市では、障がい者週間に合わせ、障がいに対する理解を深めるため、下記のとおり普及啓発活動を行います。皆様のお越しをお待ちしております。

◆市内障がい者施設等による庁舎内販売会

市内障がい者施設で作られた、手作りのパンや手工芸品の販売を行います。

◇日時 12月5日(月)～9日(金) 午前11時30分～午後1時

◇場所 市役所 1階ロビー

◇当日、ご購入頂いた方へプレゼントを配布します。

(数に限りがありますので品切れの場合はご了承願います。)



◆おもいやり駐車スペース適正利用啓発キャンペーン

おもいやり駐車スペースとは多くの人が利用する施設において、

歩行に障がいがある人などが優先的に使用できる駐車スペースのことをいいます。

おもいやり駐車スペースのパンフレット配布や適正利用の啓発を行います。

◇日時、場所は、上記市内障がい者施設等による庁舎内販売会と同じです。



ご存知ですか？ 障害者差別解消法と障害者虐待防止法

◆障害者差別解消法は、平成28年4月に施行され、障がいのある人への差別をなくすことで、障がいのある人もない人も共に生きる社会を目的としています。

	役所	会社・お店など
不当な差別的取扱	してはいけない	してはいけない
合理的配慮	しなければならない	するように努力する

不当な差別的取扱とは障がいを理由として正当な理由なく、サービスの提供を拒否・制限・条件を付ける行為のことをいいます。

合理的な配慮をしないとは 障がい者から何らかの助けを求める意思表示があるにもかかわらず、合理的な配慮を行わないことをいいます。

※障害者差別解消法について詳しい内容は内閣府ホームページをご覧ください。

◆障害者虐待防止法は、平成24年10月に施行され、障がい者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、障がい者の権利利益の擁護に資することを目的としています。

「障がい者虐待」とは、「養護者によるもの」「障がい者福祉施設従事者等によるもの」「使用者によるもの」があり、虐待の類型は、「身体的虐待」「放棄・放置」「心理的虐待」「性的虐待」「経済的虐待」の5つがあります。

◆相談窓口および問い合わせ ・社会福祉課 ☎(32)8900

・下野市障がい者相談支援センター ☎(51)2771

市地域自立支援協議会を紹介します

地域自立支援協議会は、障害者総合支援法に基づき、相談事業をはじめとする障がい福祉に関するシステムづくりを協議するために設置されたもので、現在19名の委員と県オブザーバー1名の合計20名で年4回程度の協議を実施しています。

また、協議会内に3つの部会(普及啓発部会、就労部会、こども部会)を設置しており、障がい児・者の社会参加、日常生活の向上について協議しています。